

## コミュニティセンター元職員による団体運営費の着服について

このたび、市が、市内のコミュニティセンターの運営を委託しているコミュニティセンター運営協議会の元職員による団体運営費の着服事案が判明しました。

市としましては、コミュニティセンターは市が設置している施設であり、また、地域活動の総合拠点であることから、市民の皆様の信頼を大きく失墜させたこと、極めて遺憾であります。深くお詫び申しあげますとともに、二度とこのような事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

### 1 概要

コミュニティセンター運営協議会の元職員が、平成28年度から令和5年度まで、コミュニティセンター運営費や地元団体の運営費、合計約830万円を着服していたことが判明しました。

元職員は、着服を認め、一部返還していますが、全額返還には至っていません。

なお、着服金は「借金返済・生活費に充てた」と言っています。

地元団体としては、元職員に対し、着服金の全額返還を求めるとともに、自治協会におかれては、警察に相談をされています。

### 2 コミュニティセンターの元職員について

元職員（以下、「当該職員」という。）は、出雲市コミュニティセンター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）が、平成24年4月に、乙立コミュニティセンター（住所：出雲市乙立町3163番地）の職員として採用しました。

運営協議会は、当該職員が着服を認めたことから、令和6年5月7日付で懲戒解雇の処分をしました。

#### ※出雲市コミュニティセンター運営協議会について

出雲市コミュニティセンター運営協議会は、出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により、全市的な立場から、各センターの運営に関し、総合的な連絡調整を行うために設置している団体であり、同条第2項の規定により、会長は副市長を充てています。

運営協議会は、市内の43のコミュニティセンターの運営業務を市から受託しており、運営協議会の職員については、運営協議会が各地区からの推薦を受け、審議・決定のうえ雇用しています。

なお、運営協議会の事務局は、自治振興課が担当しています。

### 3 経過について

令和6年3月27日、乙立コミュニティセンターの別の職員から「コミュニティセンターの運営費が少なくなっている。運営費の管理は、当該職員が行っている。」旨の連絡が、市にありました。連絡を受け、市は、当該職員が会計事務をしていた地元団体の会計も含め、自治協会と協力し、調査を進めました。

調査の結果、平成28年度から令和5年度までのコミュニティセンター運営費約20万円と地元10団体の運営費約810万円の合計約830万円の不明金が判明したため、5月8日、市及び自治協会が当該職員に当該不明金を確認したところ、当該職員は同額の着服を認め、全額返済する旨の文書を提出しました。なお、着服金は「借金返済・生活費に充てた」と言っています。

当該職員は、返済金を調達するため、家族等に相談する期間が欲しいと申し立てたため、市及び自治協会は一定の猶予期間を定めて返済を求めました。

7月25日現在、返済金は203万円であり、全額返済には至っていませんが、残金については分割納付を確約する書面を自治協会と当該職員の間で締結しています。

この間、運営協議会及び地元団体として、本件の対応について、市の法務専門官や顧問弁護士の助言を受けながら進めてまいりました。

※地元団体：地元で文化・スポーツ・環境活動などを行っている団体

### 4 今後の対応

市としては、コミュニティセンター運営費の着服金約20万円については、全額返済があったため刑事告訴は考えていませんが、自治協会におかれては、地元団体の運営費の着服金が全額返済されていないため、警察に相談されています。

### 5 再発防止策について

- ・会計事務（現金の取扱い）は、複数人での確認を徹底します。
- ・会計監査は、預金通帳、関係書類を詳細にわたり厳密にチェックします。

※緊急コミュニティセンター長会を開催し、再発防止策について、周知徹底しました。